

宮城県知事

村井嘉浩殿

要望書

令和元年5月

宮城県市長会

県に係る要望一覧

	要望・決議事項	頁
県 へ の 要 望	東日本大震災からの復旧・復興に関する決議	1
	地域医療の充実について	2
	医療費助成制度の充実強化について	3
	学校のICT環境整備に係る財政措置について	4
	学校教育指導体制の充実について	5
	不登校児童生徒対策の充実強化等について	6
	強い農業づくりに向けた予算確保について	7
	みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について	8
	三陸沿岸部の道路交通網の整備について	9
	白石・角田・山元間の広域的な幹線道路の整備促進について	10
	国道349号の整備促進について	11
	国道398号の整備促進について	12
	仙台塩釜港(石巻港区)の早期復興・整備促進について	13
	一級河川迫川流域に係る総合的な治水対策事業等の実現について	14
	危険ブロック塀等の撤去に向けた関係予算の拡充について	15

※網掛は今回新たに要望する事項

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

平東日本大震災から8年が経過したが、それぞれの被災自治体では、まだまだ復旧・復興の段階に応じた種々の課題に直面している。

被災自治体において地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組みを一層加速していくためには、復興財源の確保はもとより、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等、更なる取組みが必要である。

よって、県は、被災地の一日も早い復旧・復興が実現されるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建支援分）の用途の拡充を図るとともに、復興・創生期間終了後の令和3年度以降も活用できるようにすること。
- 2 イノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけでの対策では限界がある。これまで、国・県が主体となり、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を行うよう要望を重ね、宮城県においては、平成29年度より「指定管理捕獲事業」による捕獲、駆除に着手し、平成30年度は県央・県南地区を計画区域に定め、イノシシを主とした事業計画を提示している。しかし、その計画頭数は極端に少なく、個体管理を主眼に置いた事業計画では、捕獲目標頭数に大きな乖離があることから、対象市町村の現状を十分に把握し、広域的な計画を策定すること。

また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、捕獲現場で解体作業に従事する地元猟友会の負担が大きくなっていることから、解体せずに処分可能な減量化処理施設設置への全額補助など、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策を行うこと。

地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏毎に見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）や五事業（救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。

よって、県は、地域医療の充実のため次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院に対する経営安定化のため、救急医療を始めとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。
- 2 県内の二次医療圏毎に医療機関の機能分担による整備を行い、高度専門医療機能を持つ病院及び小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、救命救急センターの設置等、確実に救急患者の受入れができる体制の確立を図ること。
また、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。
- 3 救急医療体制を維持・確保するため、二次救急患者の転院体制を構築するなどにより、二次救急医療体制の充実強化を図るとともに、救命救急センター運営に対する財政支援を行うなどにより、三次救急医療体制の充実強化を図ること。また、夜間及び休日における適正受診を促すよう、更なる啓発を行うこと。
- 4 各医療圏の連絡調整のため、基幹病院、消防機関、市町村等で構成する連絡会議を設置すること。
- 5 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務付ける等のシステムを早急に構築する等、各種支援措置を講じること。

また、「働き方改革」が叫ばれている中、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題と捉えた上で、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策等、医療体制の一層の整備を図ること。

医療費助成制度の充実強化について

乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、独自に対象年齢を引き上げるなどの上乗せ助成が行われていることから、少子化対策に関する地域間格差が懸念される。制度にかかる費用については、本来の乳幼児医療費自己負担の5割、上乗せ助成部分は10割を市町村が負担しており、平成29年度からの宮城県の制度対象年齢の拡充も、各市町村が行っている上乗せ助成に比して十分なものとは言えず、依然として市町村の財政を圧迫している状況である。

また、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度は、助成対象者等に対して、適切な医療提供の機会を確保するとともに経済的負担の軽減を図るものとして重要であり、欠かすことのできない制度であるため、制度の充実強化が求められている。

乳幼児医療費助成制度においては、県が中心となって県全体を調整した結果、医療機関等の窓口で自己負担額の支払いを必要としない現物給付が実施されているが、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度においては、受給者が一旦自己負担額を支払い、その後、当該自己負担相当額の助成を受ける償還払いとなっており、受給者にとって負担となる場合もある。

よって、県は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 市町村が行う乳幼児医療費助成事業への補助について、市町村が助成対象とする年齢に適合した基準を設けるとともに、受給対象者の所得制限の限度額を緩和すること。
- 2 母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度においても、助成金の支払方法を償還払いから現物給付に変更するよう、医療機関及び国保連合会に働きかけを行うなど、県全体の調整を図ること。

学校のICT環境整備に係る財政措置について

令和2年4月から全面実施される新学習指導要領では「情報活用能力」が言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基礎となる資質・能力」と位置づけられている。

このような状況を踏まえて、文部科学省は、平成29年12月に「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめ、向こう5か年の教育のICT化に向けた環境整備計画を策定しており、必要な経費については、地方財政措置(普通交付税)を講じるとしている。

また、整備方針の中では、校務(教員が行う学校事務)のICT活用により、教員が学校運営や学級経営に必要な情報や児童生徒の状況等を一元管理・共有することが可能となり、児童生徒の教育指導への効果を促進し、結果として教員の事務作業の軽減や業務改善に繋がるとされており、その手段として「統合型校務支援ソフト」の導入が有効であることも示されたところである。

よって、県は「統合型校務支援ソフト」の整備に際し、教員の異動等を踏まえ、県内自治体間との連携により県単位での共同調達・運用に向けた取組を進めるよう要望する。

学校教育指導体制の充実について

学校を取り巻く環境は、いじめ・不登校問題をはじめ、特別な支援を必要とする児童生徒の増加など複雑・困難な状況にある。また、社会のグローバル化への対応力を養うICT教育や英語教育の充実も求められている。

令和2年4月から全面実施される新学習指導要領においては、「主体的・対話的で深い学び」などの学び方を通して、「（生きて働く）知識・技能」「（未知の状況にも対応できる）思考力・判断力・表現力等」「（学びを人生や社会に生かそうとする）学びに向かう力・人間性等」を育むことが求められ、学習の基盤となる資質・能力として、言語能力や情報活用能力の習得が重要となる。

このような状況において、学校現場では担当教員が一人で授業を行いながら、特に配慮を要する児童生徒等への対応も求められており、きめ細かな学習指導を行うには限界がある。

そのため、各自治体では、小学校の外国語活動の授業をサポートする語学指導支援員や特に配慮を要する園児・児童生徒への学習活動の支援を行う教育支援員を各学校に配置し、学習指導体制の充実に努めているところであるが、その経費も年々増加傾向にあり、厳しい財政状況において十分な対応が困難となっている。

学校による格差を生じさせず、児童生徒等の発達段階を考慮しながら基礎・基本の学習内容を適切に理解、習得できる教育の推進は義務教育の責務である。

よって、県は、学校教育指導体制の充実を図るための財政支援の拡充、加配教員の増員及び専科教員配置など、特段の措置を講じるよう要望する。

不登校児童生徒対策の充実強化等について

宮城県の児童生徒の不登校の出現率は、全国平均と比較してかなり高い状況にある。

このような中、県においては、「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を実施し、不登校傾向にある児童生徒への初期対応や不登校児童生徒への自立支援を学校等と連携し、学校外における児童生徒の学校復帰支援体制の構築に対し市町村の支援を講じているところである。

しかし、現行の支援制度は、官民の連携や事業実施の効率的実施という観点においては、その運用に弾力性が欠けるところがあり地域の実情による多様な事業実施の選択肢を制限している状況である。

よって、県は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業の実施においては、地域の実情に応じて、官民連携が可能となるよう補助事業の要件を緩和すること。
- 2 この事業を実施する市町村も増加し、さらに、対象となる児童生徒数も増えていることから、市町村において継続的かつ計画的に児童生徒への支援が可能となるよう、人材確保の視点から人件費枠の拡大など必要な措置を講ずること。

強い農業づくりに向けた予算確保について

宮城県は、全国有数の米作地帯として栄え、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」発祥の地として良質米の生産に努めている。ほ場整備事業実施地域においては、農事組合法人等が設立され、農地集積が進み地域農業の活性化が図られるとともに、大豆栽培が可能な汎用化水田の整備によって国内第2位の大豆作付面積を有している。

また、平成29年には「大崎耕土」の伝統的水管理システムが評価され、大崎地域が世界農業遺産に認定されたが、世界に誇る水田農業を未来につなげられるための整備等が必要となっている。

しかしながら、平成22年度から農業農村整備関係予算が大幅に削減されたことによって計画的な事業執行ができなかった影響を受け、事業実施地区の多くで工期が10年を超えるなど、事業が長期化している状況にある。

今後、強くて豊かな農業を実現していくためには、農業の体質強化を図ることが不可欠であり、農地中間管理事業との連携を密にしつつ、農地の基盤整備を契機として農地集積し農業経営体の育成などに努めていくため、県は、強い農業づくりの基盤となる農地整備事業の安定的・計画的な実施に必要な予算を確保するよう要望する。

みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について

みやぎ県北高速幹線道路は、高速道路体系の縦軸となる東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を横軸として結ぶ地域高規格道路で、県北内陸部の登米・栗原圏域と三陸沿岸部の気仙沼・本吉圏域の地方中心都市相互の連携を強化し、産業・観光の活性化、物流の効率化、さらには、高次救急医療のアクセス道路としてなど、暮らしと命を守る重要な道路であり、地域の発展の基盤となる社会資本である。加えて富県宮城を実現する道づくりにおいて核を担う道路でもあることから、早期整備が熱望されている。

また、東日本大震災においては、沿岸部と内陸部を結ぶ東西軸が広域的な復興支援に大きく寄与したことなどから、本路線が被災地の早期復興を支援する「復興支援道路」として位置づけられたこともあり、その重要性はますます大きくなっている。

現在、Ⅲ期区間（佐沼工区）、Ⅳ期区間（築館工区）の2区間については、復興財源により加速度的に重点的な整備が行われているが、通常事業として連結許可された、みやぎ県北高速幹線道路と東北縦貫自動車道を結ぶ、(仮称)栗原インターチェンジについては、平成30年度に事業着手したものの、一日も早い事業完了に向けた取組が重要となっている。

加えて、Ⅰ期区間とⅢ期区間を繋ぐⅤ期区間については、いまだ事業化されておらず、三陸縦貫道との相互乗り入れにおいては計画も示されていない現状となっている。特にⅤ期区間（北方バイパス区間）の整備は、県北地域の高速幹線道路体系のミッシングリンク解消のために必要不可欠であり、道路利用者の利便性向上、時間的短縮が図られ、県北地域の高速道路体系の更なる向上が見込まれる。

みやぎ県北高速幹線道路の全区間が高規格道路として整備されることは、宮城県北地域と岩手県南地域を視野に入れた広域的な連携に加えて、被災沿岸部の観光や産業振興にも大きく寄与する。

よって、県は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする(仮称)栗原インターチェンジの早期整備を図ること。
- 2 県北地域の高速交通体系におけるミッシングリンクの解消に向け、Ⅴ期区間（北方バイパス区間）の整備について早期事業化を図ること。
- 3 「復興支援道路」としての早期効果が図られるよう、現在整備が進められている事業区間に対して重点的な予算配分を図ること。

三陸沿岸部の道路交通網の整備について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東日本一帯に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、その状況は筆舌に尽くしがたいものとなった。

今回の大震災では、三陸地域の基幹道路である国道 45 号は各地で寸断されたものの、三陸沿岸道路の供用区間においては損傷がほとんど無く、津波襲来時の避難道路やその後の緊急物資の輸送道路として極めて有効に機能し、まさに「命の道」であることが明確になった。

三陸沿岸道路については、平成 30 年 3 月 25 日には本市では震災後初めてとなる大谷海岸 IC～気仙沼中央 IC 区間が、本年 2 月 16 日には歌津北 IC～小泉海岸 IC 及び本吉津谷 IC～大谷海岸 IC が開通したことから、実質的に高速道路が首都圏に直結することにより、物流の効率化や交流圏域の拡大等が期待され、本地域の復興を後押しするものである。

また、内陸部から三陸地区へアクセスする「くしの歯形」の救援ルートが被災地への救急活動や救援物資の輸送道路として有効に機能し、国道 284 号は、まさに「命を守る道路」と強く認識したところである。

大島地区では、住民長年の悲願であった「気仙沼大島大橋」の開通により離島であるが故の諸課題は解消されたが、同時に供用される予定であった橋梁のアクセス道である一般県道大島浪板線の一部区間（国道 45 号東八幡前から浪板橋までの区間及び磯草から浦の浜までの区間）の整備は延伸されている。交通渋滞緩和、国道 45 号及び大島玄関口である浦の浜への円滑な接続を図るため同路線の早期全線整備が求められている。

県最北端に位置する唐桑地区では、東日本大震災の際に至る所で道路が寸断され、長期間孤立状態が続くなど、災害時や緊急時の輸送路・搬送路に関して、常に交通上の支障の発生が危惧されることから、唐桑地区と鹿折地区を結ぶ「唐桑最短道」の実現が強く望まれている。

よって、県は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 災害時等における緊急輸送や代替機能確保を図り、沿線及び三陸沿岸地域の産業振興及び交流圏の拡大のため、国道 284 号の高規格化の早期実現を図ること。
- 2 一般県道大島浪板線を 1 日も早く全線供用するよう整備を図ること。
- 3 「唐桑最短道」の未整備区間（主要地方道気仙沼唐桑線の舞根～浪板）の早期事業化を図ること。

白石・角田・山元間の広域的な幹線道路の整備促進について

東北縦貫自動車道及び国道4号は宮城県内の産業・経済・文化の発展と福祉の向上に大きく寄与する重要な路線である。これらの重要路線が地震等の災害により遮断された場合の対応策として、東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する広域道路（交流促進型）を地域高規格道路として整備することが求められている。

また、宮城県南部地域の生活基盤の発展には、環太平洋経済圏と環日本海経済圏の交流のさらなる促進が不可欠であり、新潟、山形、宮城及び福島の各県を結ぶ国道113号の整備促進が緊急の課題となっている。

なお、横倉字高森地内の国道113号と一般県道佐倉北郷線の交差点において、国道113号が一時停止の直角道路となっており、通行が円滑でないほか、事故などの危険性もある。

また、横倉字吉ノ内から阿武隈急行跨線橋の区間は片側歩道で、市営水上住宅側には歩道はなく、最近、側溝整備とともに路肩部が整備されたが、緩やかなカーブと交通量の増加によって子供たちの通学路として危険な現況にある。

よって、県は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する地域高規格道路を指定し整備を図ること。
- 2 横倉字高森地内の国道113号と一般県道佐倉北郷線の交差点を、通行が円滑になるよう改良すること。
- 3 横倉字吉ノ内から阿武隈急行跨線橋の北側の区間にも歩道を設置すること。

国道 349 号の整備促進について

国道 349 号は、茨城県水戸市を起点とし、柴田町槻木地内に至る延長約 260km（宮城県管理延長 24.9km）の幹線道路である。福島県と宮城県との社会交流を支え、地域の連携を促すネットワークとして、また、災害時の東北縦貫自動車道や国道 4 号の代替道路としても重要な役割を担っている。

本路線は、仙台方面と角田市を結ぶ最重要路線であるが、主要地方道白石柴田線との接続部分は本路線が従道路となっていることから朝夕の渋滞を引き起こしている。これを解消するため、主要地方道白石柴田線との接続部分について、本路線を主道路とする改良が必要である。また、本路線の角田市江尻地内から柴田町下名生地内において、阿武隈川左岸堤防兼用道路となっているため、家屋連担等の兼ね合いから道路拡幅に困難を極め、屈曲部が多く両側にガードレールが設置されている箇所もあることから、近年の交通量の増加、特に大型車輛の増加により、歩道未整備区間での歩行者・自転車通行が危険な状況にある。

よって、県は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 主要地方道白石柴田線との接続部分について、国道 349 号を主道路とする改良を図ること。
- 2 歩道未整備区間について、安全に通行できるよう自歩道の早急な整備を進めること。

国道 398 号の整備促進について

国道 398 号は、宮城県石巻市を起点とし三陸沿岸地域から内陸部を経て秋田県由利本荘市に至る、太平洋と日本海を結ぶ幹線道路で、東北縦貫自動車道や湯沢横手道路につながるアクセス道路として機能しており、宮城・秋田両圏域の文化・経済交流はもとより、産業振興などにも大きく寄与している重要路線である。平成 23 年 7 月には栗駒山を中心とした豊かな自然資源、動植物、温泉、歴史と文化など多彩な観光資源を有する秋田県湯沢市、宮城県栗原市、岩手県一関市及び秋田県東成瀬村の 3 市 1 村により「ゆっくりひとめぐり栗駒山麓連絡会議」を設立し、観光振興について、県域を越えて広域的に連携して地域の活性化に取り組んでいる。

宮城・秋田の県境区間は、山間豪雪地域のため冬期間通行不能となることから、産業活動に大きな影響を及ぼし、地域経済振興の阻害要因となっている。平成 23 年に発生した東日本大震災においては、道路は、救援活動や物流面で、まさに国民の命と生活を守る重要な社会基盤であることが再認識されたところであるが、冬期閉鎖は、緊急時の災害対応への重い足かせとなっている。

よって、県は、冬期通行止めとなる宮城県栗原市花山から秋田県湯沢市皆瀬までの区間について通年通行が確保できるよう、道路整備に係る予算を十分確保した上で、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 未改良区間においてバイパスをはじめとする道路整備を図ること。
- 2 雪崩の発生する可能性が高い区間における防雪対策など、安全な通行を確保するための対策を講じた上で、冬期通行止めとなる区間について通年通行ができるよう、調査・検討を推進し、早期実現を図ること。

仙台塩釜港（石巻港区）の早期復興・整備促進について

東北唯一の国際拠点港湾として統合した仙台塩釜港（石巻港区）は、東北地方における紙・パルプ、木材、飼料等の生産、供給拠点であり、宮城県のみならず東北地方の産業振興に大きく寄与しているとともに、石巻圏域の雇用を支える重要な基幹産業が集積しており、地域の復興の要となっている。

震災以降、石巻地域をはじめとした本県沿岸部の人口減少は著しく、特に若者の首都圏及び仙台圏への流出が大きな課題となっている。若者の流出抑制には、雇用の安定した維持・確保が必要であり、地域経済の拠点である石巻港区に立地する企業各社が競争力を強化し、更なる成長を果たしていくためには、港湾機能の一層の強化が必要不可欠である。

また、近年は大型クルーズ船の入港が増え、港湾利用の新たな可能性も広がりつつある。さらには、この度の震災を教訓とし、全ての方々が安心して港を利用するための環境整備のほか、有事の際には、防災拠点としての機能も併せ持つ「災害に強いみなとづくり」の実現が重要となっている。

よって、県は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 仙台塩釜港（石巻港区）と企業各社の早期復興のため、港湾の整備に必要な予算を確保すること。
- 2 既設防潮堤などの復旧工事の早期完了とともに、新設防潮堤を早期に整備すること。
- 3 日和埠頭に入港する船舶の大型化に対応するため、更なる水深確保に向けた港湾計画の変更について検討を行うこと。
- 4 船舶の大型化への対応や港湾背後地への企業立地の促進を図るため、雲雀野南地区における水深 14 メートル岸壁の整備を推進すること。
- 5 大型外航クルーズ船の受入れに係る支援体制を強化すること。

一級河川迫川流域に係る総合的な治水対策事業等の実現について

治水は、市民の生命、財産を守る上で最も重要な施策であり、安全・安心な地域づくりに欠くことができない。

迫川流域の治水対策は、昭和7年に着手し、長沼ダム整備事業を基幹として着実に整備が進められているものの、平成14年7月の台風6号の集中豪雨では、二迫川は堤防決壊、迫川は堤防越流するなど、周辺家屋や農地への洪水被害は甚大であった。

また、平成21年10月、台風18号による集中豪雨や平成25年7月の集中豪雨によって、照越川の堤防が決壊し、大きな被害が発生している。

さらには、平成27年9月関東・東北豪雨により、住家の浸水や土木・農業施設、農作物などに甚大な被害が発生し、住民の生活及び事業者の活動にも多大な影響を及ぼした。

よって、県は、今後さらに発生する集中豪雨などの自然災害に対処するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 長沼ダムが供用を開始し、その機能が十分発揮されたことを受け、その上流域全般の河川を「迫川圏域河川整備計画」の重点区域に位置づけ、計画を前倒しして実施すること。
- 2 中州への土砂堆積や支障樹木が発生することのないよう、土砂浚渫や支障樹木の撤去など適切な維持管理による通水能力の確保に努めること。
- 3 本流と支流の合流地点での破堤や越流による被害が多発したことから、河川合流地点の堤防の点検と機能強化を早急を実施すること。

危険ブロック塀等の撤去に向けた関係予算の拡充について

平成 30 年 6 月 18 日の大阪府北部地震によるブロック塀倒壊事故を受けて、各自治体では、公共施設等に設置されているブロック塀の緊急点検を実施し、撤去工事を行うなど、市民の安全確保に取り組んでいるところである。

しかしながら、民有地におけるブロック塀等に関しては、国土交通省所管の防災・安全交付金の中で一部活用されているが、所有者が負担する費用が大きいなどの理由から、危険ブロック塀等の撤去が進まない状況にある。

これらの事業の推進を図るためには、個人の負担を軽減することが重要であることから、国や県における補助金の拡充や財政的な支援が必要不可欠である。

よって、県は、ブロック塀所有者の負担軽減を図るため、必要かつ十分な財政措置を講ずるよう要望する。